

日本学術振興会
先端科学（FoS）シンポジウム
令和6（2024）年度開催分 参加研究者募集要項

令和5年10月
独立行政法人日本学術振興会

1. 趣 旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、新進気鋭の若手研究者による分野横断的な議論を通じて、新しい学問領域の開拓に貢献するとともに、広い学問的視野を持つ次世代のリーダーを育成することを目的として、海外対応機関との共催により、先端科学（Frontiers of Science: FoS）シンポジウム事業を実施しています。

本要項では、先端科学（FoS）シンポジウムに参加する日本側若手研究者を募集します。

2. 実施形態

令和6（2024）年度*は、以下のシンポジウムを実施します。

	第5回日米独先端科学（JAGFOS）シンポジウム
共催機関	・米国科学アカデミー（National Academy of Sciences: NAS） ・フンボルト財団（Alexander von Humboldt Foundation: AvH）
開催地	日本
開催日程	令和6（2024）年10月24日（木）～ 10月27日（日）（4日間）
出張期間	同上
セッション構成	・生物学、生命科学 ・化学、材料科学 ・地球科学、地学、環境学 ・（応用）数学、計算機科学、工学 ・物理学、宇宙物理学 ・社会科学
参加者	72名（日米独各24名）
日本側参加者内訳	<u>参加研究者12名（今回の募集対象）</u> 企画委員** 6名 イントロダクトリー・スピーカー 2名 スピーカー 4名

* 令和6（2024）年度には第11回日仏先端科学（JFFoS）シンポジウムも開催予定ですが、こちらについての募集は終了しています。

** 企画委員は本会先端科学シンポジウム（FoS）事業委員会が選考し、イントロダクトリー・スピーカー及びスピーカーは日本と相手国の企画委員が共同選考するため、公募の対象とはなりません。

1) 全員参加型シンポジウム

本シンポジウムは、新進気鋭の若手研究者（各国 24 名、3 か国合計 72 名）が参加し、合宿形式で行われます。参加者は自分自身の専門分野にかかわらず、全てのセッションに参加して、共催機関が選考した相手国側参加者と、英語による活発な議論を行うことが求められます。

2) トピック

本シンポジウムでは、生物学、化学、地球科学、数学、物理学、社会科学等の研究領域ごとに、当該領域において最先端であり、高い関心を集めている「トピック」*について、参加者全員が各々の専門分野にとらわれず積極的に自由に議論します。

各研究領域での議論に先立ち、イントロダクトリー・スピーカー及びスピーカーと呼ばれる講演者は、こうした議論の水先案内人として、当該分野の専門家ではない聴衆を常に意識しながら、専門分野における主要な研究上の問題や制約なども含め、トピックの先端科学としての魅力や可能性についてプレゼンテーションを行います。イントロダクトリー・スピーカー及びスピーカーによるプレゼンテーションを受け、参加研究者を含む全参加者が自由に質疑応答し、議論を深めます。

* 過去のトピックについては、本会ウェブサイト (<https://www.jsps.go.jp/j-fos/>) を参照ください。

3) シンポジウムの特徴

本シンポジウムは一般的なシンポジウムとは異なり、議論の集約や結論、特定の方向付けを指向するものではありません。専門分野の異なる研究者間の議論を通じて、一流の若手研究者の自由な発想と独創性をさらに発展させ、先端科学への挑戦を促すことを目指しています。

3. 使用言語

英語

4. 募集する参加研究者の対象分野

社会科学及び自然科学の全分野

5. 募集人数

日米独先端科学シンポジウムの日本側参加研究者（Discussant）として、若干名を公募します。（日本側参加研究者は、本要項に基づき申請のあった者に加え、本事業企画委員等が推薦した者のうちから決定します。）

参加研究者の役割は、議論への参加及びポスター発表等です。

6. 申請資格

原則として、以下の項目をすべて満たす我が国の学術研究機関*に所属する若手研究者**であることが申請条件となります（本シンポジウム参加経験のある者又は今後の参加が決定している者は募集の対象となりませんのでご注意ください。）。

- 1) 優れた学術業績があること（受賞歴等があれば記載すること。）。
- 2) 英語での議論に優れること。
- 3) リーダーシップを発揮できること。
- 4) 自分の専門分野に限らず、幅広い分野に対して興味関心を持っていること。
- 5) 対象となるシンポジウムの全日程に参加し、会場に宿泊できること。

* 我が国の学術研究機関：

科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）第2条に規定されている研究機関。

- 1) 大学及び大学共同利用機関

- 2) 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 3) 高等専門学校
- 4) 文部科学大臣が指定する機関

** 若手研究者：

令和 6 (2024) 年 4 月 1 日現在、博士の学位を有する 45 歳以下の者又は博士の学位を取得後 15 年以下の者であることを要件とする。

ただし、申請者の出産・育児による休業（休暇、休職、離職を含む。）に伴う研究活動の中断期間（人事記録等により確認できるもの）が通算 3 ヶ月以上であることを申請者の所属機関が認める場合は、博士の学位を有する 47 歳以下の者又は博士の学位を取得後 17 年以下の者まで応募可能とする。

7. 申請先

申請者の所属機関（以下「所属機関」という。）を通じて申請してください。

8. 経費等

本会及び共催機関が、所属機関から会場への往復交通費（外国旅費・内国旅費）及びシンポジウム期間中の宿泊費及び食事に係る費用を負担します。本会が支給する経費は本会の規程に基づきます。

9. 申請手続

1) 提出書類

- ・ 様式 1 日米独先端科学 (JAGFOS) シンポジウム 令和 6 (2024) 年度開催分参加研究者申請者一覧 (兼送付状) : 1 部
- ・ 様式 2 日米独先端科学 (JAGFOS) シンポジウム 令和 6 (2024) 年度開催分参加研究者申請書 : 各 1 部
- ・ 様式 3 日米独先端科学 (JAGFOS) シンポジウム 令和 6 (2024) 年度開催分参加研究者申請者略歴 : 各 1 部
- ・ 様式 4 日米独先端科学 (JAGFOS) シンポジウム 令和 6 (2024) 年度開催分参加研究者申請者に関する推薦理由書 : 各 1 部
- ・ 様式 5 個人情報の取扱いに関する同意書 : 各 1 部 (※該当者のみ。14.6) を参照。)

2) 書類作成者

様式 1 は、所属機関事務局にて作成してください。様式 2、3 及び 5 は、申請者が作成してください。様式 4 は、推薦者が作成してください。

3) 申請方法

申請者は、様式 2～5 を所属機関に提出してください。所属機関は様式 2～5 を取りまとめ、様式 1 の書類を添付して本会指定のオンラインストレージ「Proself」にて本会に提出してください。個人申請は受け付けません。

「Proself」のアップロード用 URL は、所属機関の担当事務局に個別に電子メールにて連絡します。当該担当事務局は、事前に、下記【電子メール送付先】記載のメールアドレスへ、件名に「**【機関名】FoS 申請書提出先 URL 希望**」、本文に「**担当事務局の部課名・電話番号 (直通でない場合は内線を含む)・担当者氏名**」を記載した電子メールを送信してください。メール受信後、本会より当該メール返信にて「Proself」のアップロード用 URL を送付します。

※送付依頼は日程に余裕を持って予め行ってください。

【電子メール送付先】

fos【*】jsps.go.jp (【*】は@に置き換えてください。)

(申請手続の概要)

Excel, Word と PDF の内容が異なるときは PDF を優先します。

	書類作成者	提出形式 (オンラインストレージ (Proself))
様式 1	所属機関事務局	Excel 形式 (公印不要)
様式 2	申請者	Excel 形式及び PDF
様式 3		Word 形式及び PDF
様式 4	推薦者	Word 形式及び PDF
様式 5	申請者	Word 形式及び PDF

10. 受付期間

【申請者】

申請者は、所属機関が指定する期限までに、様式 2～5 を所属機関に提出してください。

※機関への提出期限は機関ごとに異なっているため、必ず提出期限を事前に所属機関へご確認ください。

【所属機関担当者】

以下の期限内に、上記 9. のとおり本会指定のオンラインストレージ「Proself」へのアップロードを完了してください。アップロードが完了したら、上記【電子メール送付先】記載のメールアドレスへ完了した旨連絡してください。

令和 5 (2023) 年 12 月 4 日 (月) ～12 月 8 日 (金) 17:00 (本会必着)

11. 選考

本会に設置する先端科学 (FoS) シンポジウム事業委員会において選考します。

12. 選考結果の通知

令和 6 (2024) 年 3 月頃、所属機関に通知します。

13. その他の注意事項

- 1) 応募書類は所定の様式を使用してください。なお、応募書類は本会のウェブサイトからダウンロードすることができます。
- 2) 応募書類の提出後、その記載事項を変更又は補充することはできません。
- 3) 提出された応募書類は返却しません。
- 4) 選考結果に対する問い合わせには応じかねます。
- 5) 本会は、本シンポジウム参加期間中 (参加のための移動期間を含む。) に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。

14. その他

1) 採用の取消し等

研究者等による研究資金の不正使用等や研究活動における特定不正行為 (ねつ造、改ざん、盗用) のほか、全ての人権侵害行為 (人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等) 等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載 (署名の無断転用を含む。) 等が認められた場合には、審査の中止、採用決定の取消し、既に配分された資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

なお、本会の「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」(平成 18 年 12 月 6 日規程第 19 号) については、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou_kitei.pdf

2) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

3) 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- （※1） 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

- （※2） 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、研究開始（契約締結日）までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

- （※3） 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutatu.pdf

4) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap は、国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報の公開も可能です。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなるなど、効率化にもつながります。

なお、researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、積極的に researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

- researchmap

<https://researchmap.jp/>

5) JSPS-Net への登録

JSPS Researchers Network（JSPS-Net）は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワーク・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワーキングを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者1人1人が世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受け入れ先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。

本事業実施者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

○JSPS-Net

<https://www.jsps-net.jsps.go.jp/>

6) 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（日本学術振興会及びその事業に関する案内の送付並びにデータの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

なお、採用された場合、参加者の氏名、職名、所属部署名、所属機関名及び報告書等が本会のウェブサイト等において公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。

EU を含む欧州経済領域（以下「EEA」という。）及び英国所在の申請者については、「GDPR（General Data Protection Regulation：一般データ保護規則）に沿い、様式5「個人情報の取扱いに関する同意書」を提出してください。なお、申請書類に EEA 在住者の情報が含まれる場合には、上記の取扱いについて該当者の同意を得てください。

GDPR の詳細に関しては、以下のサイト等を参照してください。

○個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_210628/

7) 生成 AI の利用

申請書の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で申請者の責任において判断してください。

15. 問合せ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 国際統括本部 国際事業部 研究協力第一課

先端科学（FoS）シンポジウム事業担当

TEL：03-3263-1944 E-mail：fos【*】jsps.go.jp（【*】は@に置き換えてください。）

本事業ウェブサイト URL： <https://www.jsps.go.jp/j-fos>